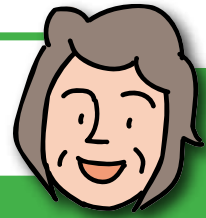


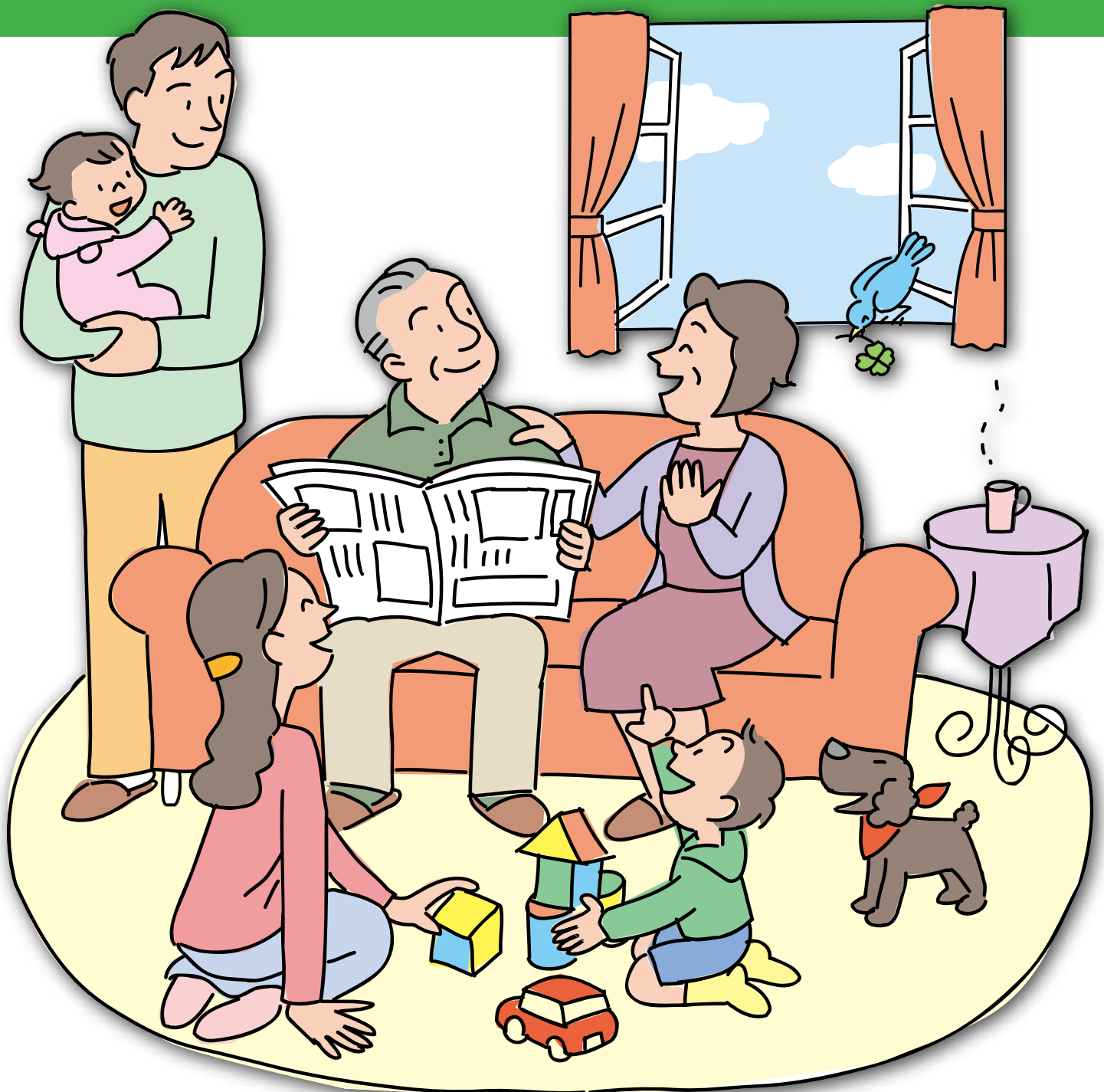


今だから聞きたい!



生命保険

便利帳



発行にあたって



- みなさまが豊かな生活を送るために「生命保険」をご活用いただけます。本冊子は、生命保険に関し注意する点や、ご理解いただきたい点などをまとめたものです。
- 生命保険の契約の検討にあたり「特にご注意いただきたいこと」「保険金の受け取りや保障内容」などについてお気軽にご相談いただくための情報を掲載しています。
- 本冊子は、分かりやすい事例を一例として紹介しています。実際の契約に関しては、ご家族の方や生命保険会社などに相談しながらご検討ください。



既にご加入いただいている生命保険商品の契約内容の照会や相談は、**生命保険会社の相談窓口（38～39ページ）**などへお気軽にお問い合わせください。

もくじ

	ページ
はじめに	● 生命保険へのご加入や受け取りにあたって 4
	● 手続きに不安 をお持ちの方へ 6
契約編	● 人生設計 に合った保障を考える 8
	● 契約する前 に確認する 10
	● 契約手続きの流れ 12
	● クーリング・オフ 14
	● 告知 するときの注意点 16
受け取り編	● 保険金・給付金を受け取る時の流れ 18
	● 受け取れない場合 に注意! 20
こんなとき	● 自分で 請求できない ときは?① 22
	● 自分で 請求できない ときは?② 24
	● よくある質問 26
知る・相談する	● 生命保険の商品を知る 30
	● 生命保険のキホン用語を知る 36
	● お客さま相談窓口 38



	ページ
● これは便利! 保険証券 の見方 15	15
● 振り込め詐欺 にご注意! 27	27
● 生命保険と税金はどう関係するの? 28	28
● 公的介護保険制度 29	29

はじめに

契約

受け取り

こんなとき

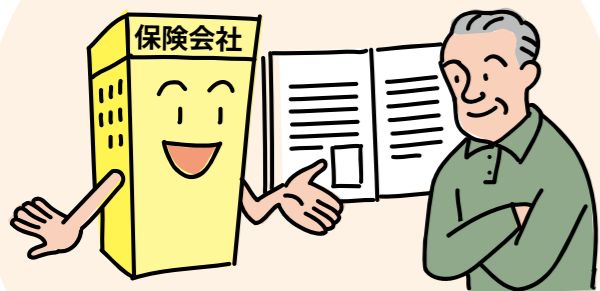
知る・相談する

はじめに

生命保険へのご加入や 受け取りにあたって

生命保険へのご加入や受け取りにあたって、
特にご注意いただきたいポイントをまとめました。

契約の前に



納得いくまで説明を 受けましょう

ご自身の意向に沿った契約内容か
ご確認ください。ご不明な点等は、
納得いくまで説明を受けましょう。

※生命保険会社や銀行等では、契約内容を説明したうえで、その内容がお客さまの
ご意向に沿ったものであるかを確認しています。

確認してから サインしましょう

ご希望どおりの契約内容が確認
してから書類にサインしましょう。
家族に同席してもらうことも
検討してください。

※保険募集を行った者以外の担当者から電話・訪問で
契約内容を十分にご理解いただいたか確認させていただく場合があります。



契約の後に



契約後も内容を確認しましょう

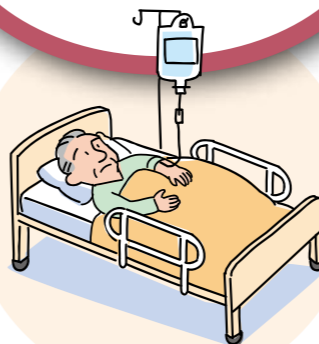
定期的に生命保険会社から
「ご契約内容通知」が届きます。
通知はよく確認し、保管しておきましょう。



引っ越しをしたら、必ず連絡

満期保険金や年金は、支払期日前に
生命保険会社から書類が届きます。
転居した場合は必ずご連絡をお願いいたします。

受け取り時に



受け取れるか不明なときは、 生命保険会社へまず電話

請求の際は必ずご連絡をお願いいたします。
入院や手術以外でも受け取れる場合があり
ますので、不明な場合はご連絡ください。



分かりやすい書類づくりに取り組んでいます

生命保険会社では、ご契約いただく書類を分かりやすくする取り組みを進めています。
*保険商品の特征や注意点などについてお渡りする資料を分かりやすくご確認いただける
よう、簡素化・平明化に取り組んでいます。
*生命保険契約をご検討される際には、担当者から説明を聞いた後にあらためて提供され
た資料をよくお読みください。



手続きに不安をお持ちの方は、
6~7ページも参照ください

はじめに

契約

受け取り

こんなとき

知る・相談する

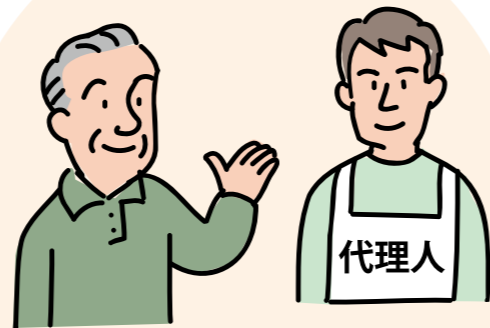
手続きに不安をお持ちの方へ

保険金や給付金の受け取り手続きやアフターサービスなどに不安はありませんか？
そんなときには、生命保険会社にご相談ください。

保険金や給付金を
受け取る時認知症に
なってしまったら？

あらかじめ代理人を指定する「指定代理請求制度」があります。代理人が被保険者本人に代わって手続きするサービスです。
また、認知症などの理由で、本人が判断できなくなった場合は、国の制度である「成年後見制度」も利用できます。

→詳しくは22～25ページ参照



文字がうまく書けない、
この先書けなくなったら？

体が不自由になり、文字が書けなくなっても、ご家族などによる代筆等に対応できる場合がありますので、生命保険会社にご相談ください。



契約内容をずっと
覚えていられるかなあ…

生命保険会社より定期的に（書面・訪問等により）契約内容を確認させていただきます。ご不明な点は、生命保険会社へご連絡ください。
なお、生命保険会社では、分かりやすい書類作成にも取り組んでいます。



生命保険会社では、

**お客様の状況に配慮した
取り組みを進めています。**

手続きに不安がある場合は、生命保険会社にご相談ください。
お客様のご要望に応じて、ご利用いただける制度や手続きをご案内します。

→詳しくは38～39ページ参照



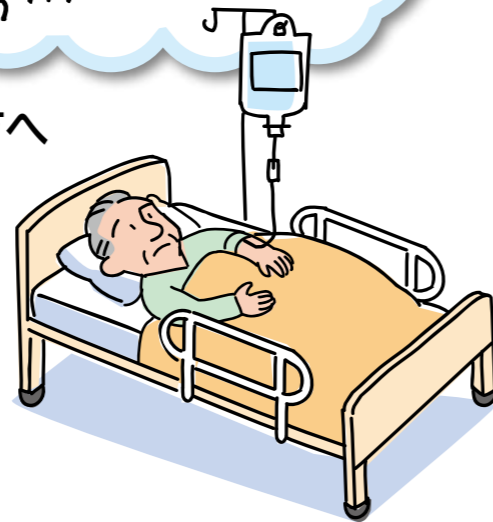
年齢や生活スタイルに応じて、必要な保障や生命保険商品は変わってきます。自分にとってどんな保障・商品が必要なのかを考えてみましょう。

病気やけが、介護が必要となった場合に心配だなあ...

病気やけが、介護に備えたい方へ

- 医療（がん、特定疾病保障）保険
- 介護保険
- 限定告知型（引受基準緩和型）・無選択型保険

→詳しくは30、31、35ページ参照



万が一の場合の家族の生活資金を準備したい

生命保険は残したい方へ残すことができます

- 終身保険
- 積立利率変動型保険

→詳しくは32、35ページ参照



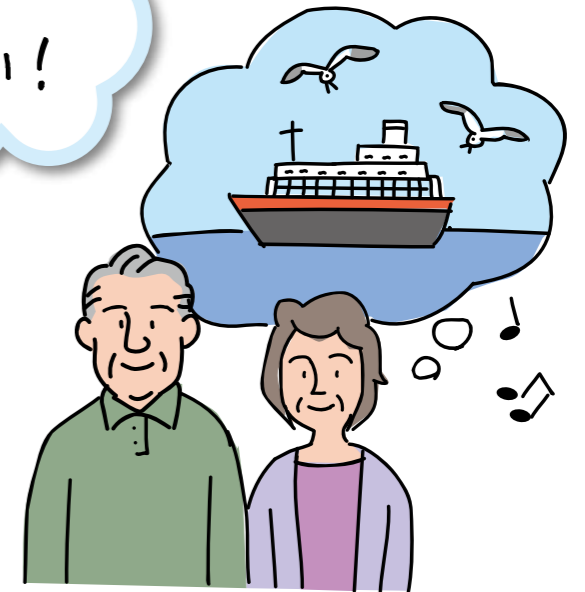
ゆとりある生活のために資産のことを考えたい!

余裕資金を運用

したい方へ

- 変額年金保険
- 外貨建て保険

→詳しくは34ページ参照



孫の成長が楽しみ♪教育資金を準備しよう!

孫が成長するまでの教育資金を準備したい方へ

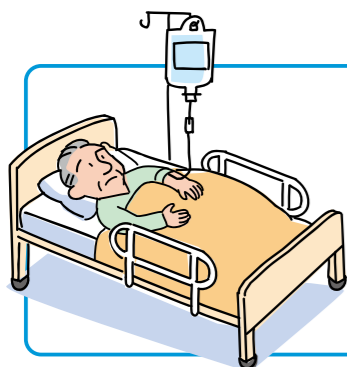
- こども保険（学資保険）

→詳しくは33ページ参照



契約する前に確認する

契約する前に「どんなとき」「いくら」「いつまで」保障が必要か確認し、自分の希望に合っているのか営業職員などから説明を受けましょう。



「どんなとき」受け取れるの？

万一の場合や病気、けがなど、どんなときに受け取れるか、希望どおりですか？



「いくら」受け取れるの？

保険金や給付金、年金として受け取れる金額は、希望どおりですか？



「いつまで」保障されるの？

何歳まで保障？一生涯保障？など、保障される期間は、希望どおりですか？



「保険料の負担」は大丈夫？

保険料は、今だけでなく将来も払い込みが可能な金額ですか？ また払い込む期間も適切ですか？



※生命保険を契約するときの詳細は「生命保険の契約にあたっての手引」に掲載されています。生命保険文化センターのホームページ (<http://www.jili.or.jp/>) をご覧ください。

！確認

書類の説明はしっかり受けましたか？



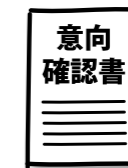
契約概要 (ご提案書)
契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項



注意喚起情報
契約するにあたっての特に注意すべき事項



ご契約のしおり・約款
契約者と生命保険会社との契約内容を記載したもの



意向確認書
申し込みにあたってのお客さまのご意向を確認する書類

！注意

以下の3つは、特に注意してください

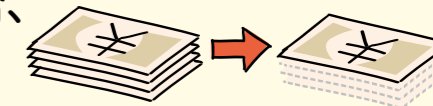
1 銀行等で加入しても**生命保険**の契約です

銀行や証券会社等は、保険代理店として生命保険商品を販売している場合があります。



2 途中で解約すると払込保険料を**下回る**場合があります

満期時等に払い込んだ保険料を最低保証する商品であっても、途中で解約した場合、解約返戻金が払い込んだ保険料の**総額よりも少なくなる**ことがあります。



3 投資性の強い**生命保険**もあります

「変額年金保険」「外貨建て保険」などは、運用実績等により、**損失が生じる恐れ**があるので、特徴や注意点を理解しましょう。



契約手続きのときに、注意するポイントを確認してみましょう。

1 申込書を提出します

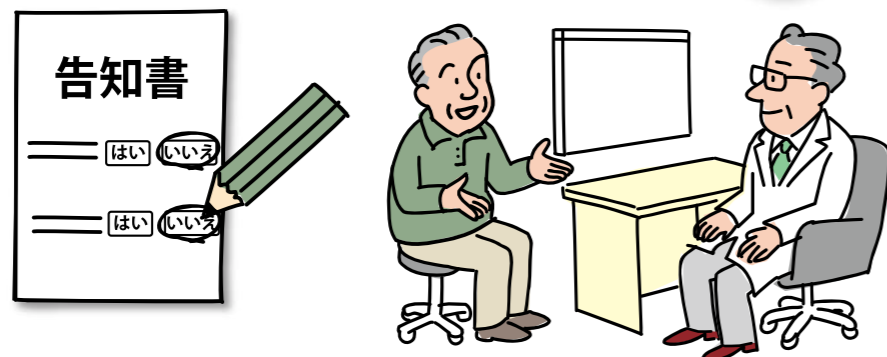


契約者（契約をして保険料を払う人）と被保険者（保険の対象になる人）が署名・押印します。

※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
 ※生命保険会社によっては、押印を不要としている場合もあります。また、署名にあたっては、タブレット端末を利用した電子署名での手続きとなる場合もあります。

2 健康状態などを「告知」します

！ 確認 「告知」の詳細は、16～17ページ参照



被保険者は、過去の病気や現在の健康状態などについて、事実をありのままに告げる「告知」をします。

※担当の営業職員に口頭で伝えることは「告知」ではありません。

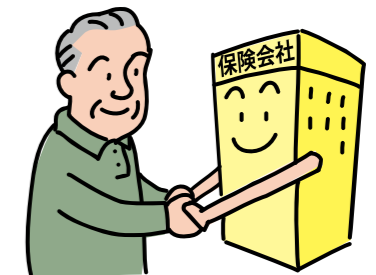
3 保険料を払い込みます

保険料を払い込みます。
 （申し込みが承諾された場合、第1回目の保険料にあてられます。）
 ※現金で支払う場合や会社の口座に振り込む方法、指定口座から振り替えられる方法があります。



4 契約が成立します

生命保険会社が契約を承諾すると契約が成立します。
 （なお、申し込み・告知・保険料の払い込みの3つが完了した時点から保障は開始します。）
 ※第1回目の保険料を支払わないでも保障が開始される会社もあります。



5 保険証券（契約内容の明細）が届きます

「契約者」「被保険者」「受取人」の氏名や、保障内容、保険金額、保険料、払込期間などを確認しましょう。
 ※申し込みをしてから保険証券が届くまで2～3週間かかります。

➡ 保険証券の見本は15ページ参照



！ 確認 契約後も内容を確認しましょう

定期的に「ご契約内容通知」が、生命保険会社より送付されます。通知はよく確認し、しっかり保管しておきましょう。

※このページの流れは、契約手続きの一般的な例です。詳しくは生命保険会社にお問い合わせください（38～39ページ）。

告知するときの 注意点

「告知」とは？

現在の健康状態や過去の病気などについて、正確に知らせる
ことです。注意点をしっかり確認し、正しく告知をしましょう。

何を「告知」するの？

例えば… ・現在の職業 ・現在の健康状態 ・身体の障害
・過去の病気 ・過去に行った手術 など

どのように「告知」するの？

営業職員や代理店窓口の担当者に口頭で話しただけでは、告知
したことになりません。必ず告知書や生命保険会社が指定する
医師を通じて告知してください。

- ✕ 営業職員、代理店に口頭で伝える
- 告知書に記入する／生命保険会社が指定する医師に伝える

※生命保険会社によっては、タブレット端末を使用した告知となる場合もあります。

！ 確認 こんなときも必ず「告知」してください



病名が分からない…
正確な病名が分からなくても
(高血圧など)「病気の部位」
「病院名」「薬の名前」などを
お答えください。



通院だけでも必要？
入院や手術を受けていなく
ても、また、経過観察の通院
だけでも告知が必要です。



検査入院・日帰り手術
検査のための入院や、日帰り
手術、内視鏡・レーザー・
超音波による手術なども告知
が必要です。

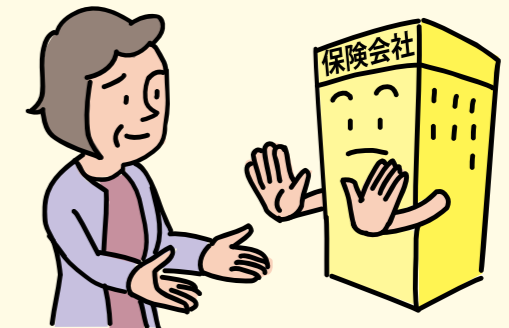
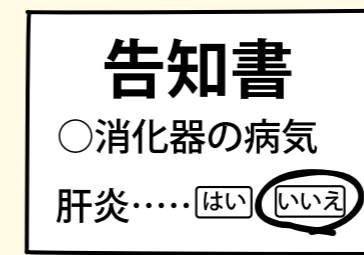
！ 注意 正しく告知しないと保険金を受け取れないことがあります

健康状態や過去の病歴などについて、事実と異なる告知を
すると「告知義務違反」になります。この場合、契約が解除と
なり、保険金や給付金を受け取れないことがあります。

「告知義務違反」の例

正しく告知しないと…

保険金を受け取れません



例えば、契約時に「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で
正しく告知しなかった場合、契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因
とする「肝がん」で死亡した場合でも、保険金を受け取れません。

！ 確認 病歴があっても契約できることがあります

払い込む保険料が通常より高い「保険料の割増」や、一定期間
の受取額が通常より少なくなる「保険金の削減」を条件に契約
できる場合もあります。また、告知が不要な商品もあります。



詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(38~39ページ)。

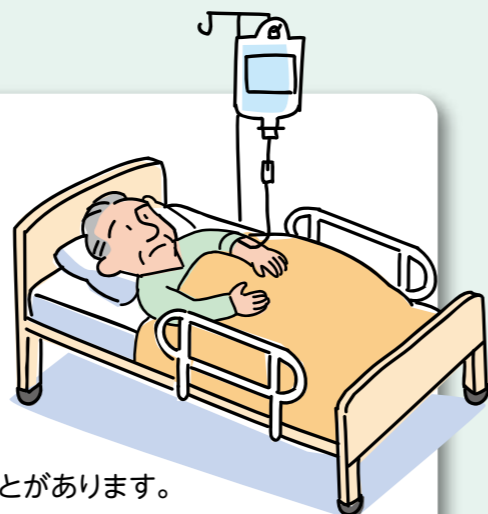
病気やけがをしてしまったとき、保険金や給付金を安心して受け取るため、「だれが」「どんな書類を」「どこに提出するのか」を事前に確認しましょう。

給付金の請求事例

1 病気で入院してしまった!

入院以外にも「手術」「通院」「骨折等のけが」「特定の病気の診断」などがあります。

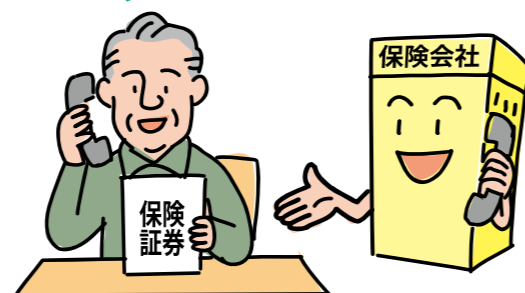
※契約内容によって保障内容は異なります。「手術」等の治療を受けられても給付金を受け取れないことがあります。



2 生命保険会社へ連絡します

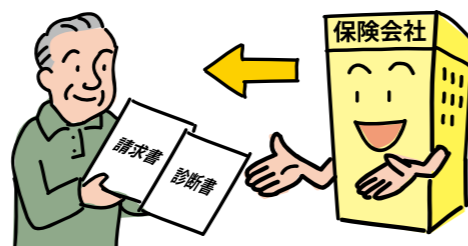
まずは、給付金を受け取る人ご自身が、生命保険会社へ連絡します。手元に保険証券があるとよいでしょう。

※入院中や通院中であっても、ご請求いただくことは可能です。



3 生命保険会社から書類が届きます

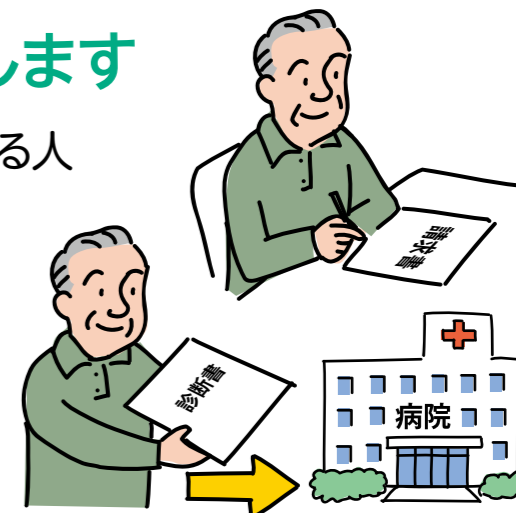
連絡後、生命保険会社から「請求書」「会社所定の診断書用紙」などが届きます。



4 必要な書類を準備します

「請求書」は、給付金を受け取る人ご自身が記入します。

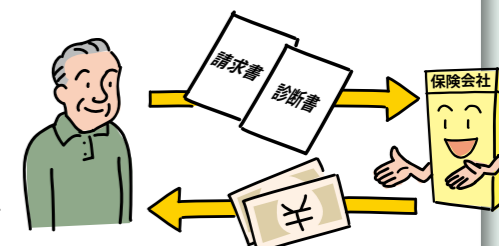
「会社所定の診断書用紙」を病院窓口にご提出いただき、医師による証明を取りつけてください。



5 書類を提出し、給付金を受け取ります

書類を生命保険会社に提出すると、約1週間で受け取れます。

※保険金・給付金の支払いについて、病院に対して事実確認が行われたり、書類に不備がある場合は、そのぶん遅れることがあります。



! 確認 受け取りに必要な提出書類について



「請求書」は給付金を受け取る人ご自身が記入します。



病院の窓口にお申し出いただきます(一般的に有料となります)。領収証(写)などにより省略できる場合もあります。



必要な場合には、各自治体の窓口にお申し出いただきます。自治体によっては、「郵送」「自動交付機」「電話予約による夜間・休日受取」「委任状による代理請求」などを取り扱っている地域もあります。

※18~19ページの流れは、病気やけがによる給付金を請求する一例です。死亡保険金の請求は、一部手続きが異なります。また、満期保険金や個人年金などの請求は、通常、お支払い期日前に生命保険会社から手続きに関する案内があります。

保険金や給付金は、受け取れない場合があります。
「ご契約のしおり・約款」、ホームページなどを事前に確認しましょう。

契約前の病気やけがが原因



契約前にかかった病気やけがが原因で、入院したり手術を受けても給付金を受け取れません。
※ただし、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかったときは、受け取れる場合もあります。
※持病がある人でも給付金を受け取れる商品もあります。

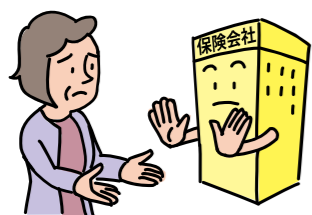
契約のときに正しく「告知」しなかった



契約時に告知した内容が事実と異なると、契約または特約が解除される場合があります。

→ 詳しくは **17** ページ参照

保険料を払わずに契約が「失効」



保険料の払い込みをせず、契約が失効した後に入院したり、手術を受けても給付金を受け取れません。
※失効とは、契約の効力がなくなり、保障がなくなることです。

保険金を受け取るため、わざと事故



保険金などを詐取する目的で事故を起こした場合や、詐欺により契約が取り消された場合には受け取れません。

！
確認

「免責事由」にあたる場合も受け取れません

「免責事由」とは、生命保険会社が約款で定める、保険金・給付金などが支払われない事由をいいます。

「免責事由」の例



契約後、一定期間内（通常2～3年）に被保険者が自殺したとき

契約者や死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき



被保険者の酒気帯び運転・無免許運転による入院・手術など

被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因とする入院・手術など



戦争その他の変乱（外国の武力行使、革命、武装反乱など）によるとき

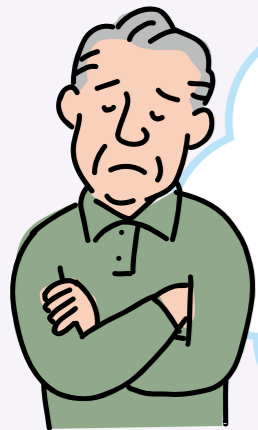


※免責事由は保険の種類や生命保険会社によって異なりますので、詳しくはご加入の生命保険会社にお問い合わせください。

→ 詳しくは **38～39** ページ参照

自分で請求できないときは？①

特別な事情で被保険者本人が請求できないときは、**保険会社独自の制度**である**指定代理請求制度**(代理人が請求できる制度)を利用できる場合があります。



給付金などを受け取る時は、自分で請求するんだよね。でも、寝たきりになったらどうしたらいいんだろう???

例えば

寝たきりで

「医療保険」「介護保険」が請求できない…



事故や病気で寝たきりになり、自分の意思を伝えることができなくなったら？

例えば

がんの告知がされず

「がん保険」が請求できない…



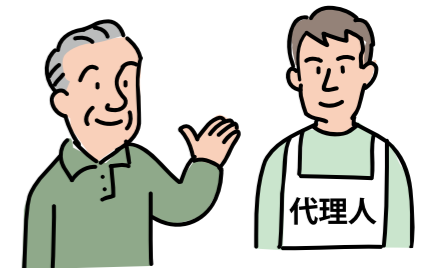
家族だけにがんの告知をされた場合、本人に代わって給付金などの請求はできる？



自分で請求できない場合でも、「指定代理請求制度」を利用することができます

「指定代理請求制度」とは？

指定された代理人が被保険者本人に代わって請求をする保険会社独自の制度です。契約のときや契約した後に契約者が代理人を指定します。



※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
※利用できる範囲は保険会社によって異なります。
保険会社によっては利用できない場合もあります。

だれが代理人になれますか？

生命保険会社によって異なりますが、被保険者の配偶者や、直系血族、同居している親族(3親等内)などが代理人になることができます。



3親等内の例



指定代理請求制度を利用するには「特約」を付ける必要があります

指定代理請求制度の利用は、契約に「特約」を付けることが一般的です。(通常、保険料は不要です。)



※指定代理請求制度が利用できない商品もございますので、詳しくはご加入の生命保険会社にお問い合わせください(38~39ページ)。

自分で請求できないときは？②

(2014年3月現在)

指定代理請求制度を利用できない場合でも、**国の制度**である**成年後見制度**を利用できる場合があります。

「成年後見制度」とは？

認知症などの理由で判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所等によって選任された成年後見人が、本人に代わって財産管理などを行う国の制度です。

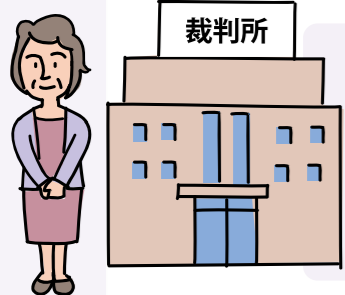
生命保険の各種請求においても、本来請求する権利がある人(契約者・被保険者・受取人)に代わって成年後見人が行うことができます。

※ただし、選任までには相応の時間・費用がかかる場合があります。

成年後見制度には2種類あります

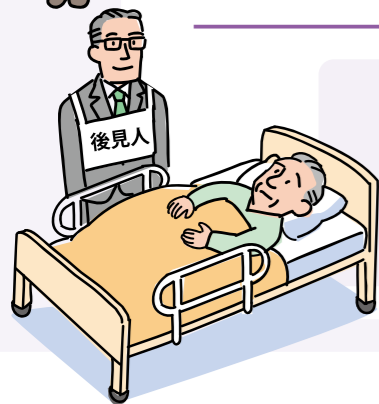
認知症になってしまったら ▶ **1. 法定後見制度**

「法定後見制度」を利用するには？



ご家族の方などが、本人が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判などを申し立てます。

※「申立書」「申立人の戸籍謄本」「本人の戸籍謄本」「診断書」「成年後見人候補者の身分証明書」などが必要。



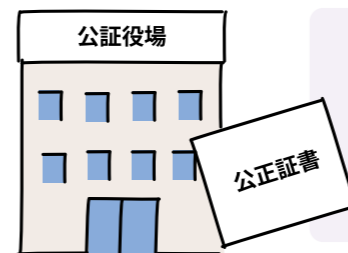
約4カ月で**成年後見人**が選任され、本人の生活・医療・介護・福祉など身の回りの事を保護・支援します。

認知症になる前に ▶ **2. 任意後見制度**

「任意後見制度」を利用するには？



将来に備えて、あらかじめ信頼できる方に、**任意後見人**になってもらうよう依頼します。



公証役場で公正証書を記載し、任意後見契約を結びます。

成年後見人は、どんな人が**選ばれる**？



契約者本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。

身寄りがない場合 どうなるの？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るため、市区町村長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられています。市区町村に相談しましょう。



よくある質問

みなさまから寄せられる、よくある質問です。
詳しくは、担当の営業職員や生命保険代理店、
生命保険会社にお問い合わせください。

→詳しくは38～39ページ参照

問い

住所が変わったら？

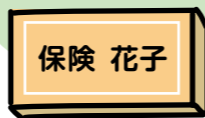


答え

住所が変わったときには、
忘れずに申し出ましょう。
申し出をしないと、生命保険会社からの
重要な通知が届かないこととなります。

問い

改姓したら？



答え

改姓したときには、忘れずに申し出ましょう。
申し出をしないと、各種手続きのときに
スムーズに進まない場合があります。

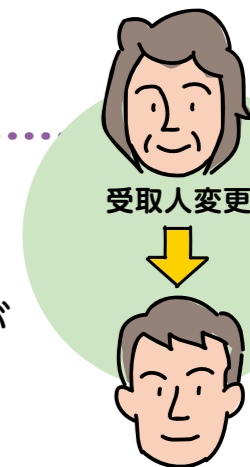


「生命保険契約の保障内容を忘れてしまった」
「生命保険契約の解約をしたい」
「生命保険契約の内容を変えたい」などの場合も生命保険
会社にお問い合わせください。

→詳しくは38～39ページ参照

問い

受取人を変えたい



答え

死別したときなど、必要に応じて
受取人を変更できます。
ただし、給付金などの受け取り事由が
発生した後は変更できません。
※被保険者の同意が必要です

問い

契約者を変えたい



答え

子どもが独立したときなど、
必要に応じて契約者を変更できます。
※被保険者および生命保険会社の
同意が必要です

上記のような事例が発生した場合は、生命保険会社にお問い合わせください。
※お問い合わせ先は、ご加入の生命保険会社から定期的に届く「ご契約内容通知」等の書類に記載されています。



振り込め詐欺にご注意！



- * 「絶対にもうかります！」 「困っているので助けてほしい！」 は要注意です。
- * 「〇〇社の株は、今買えば必ずもうかります」「他人にお金を借りて使い込んだのでお金を振り込んでほしい」という電話も詐欺の手口です。
- * 子どもや孫、夫などになりすまして電話をかけ、現金をだまし取る手口の詐欺が増えています。

親子間、夫婦間で合言葉を決めるなど、具体的な防犯対策をしましょう！



生命保険と税金はどう関係するの？

(2014年3月現在)

● 税負担の軽減 (生命保険料控除)

生命保険に加入された場合、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類があり、契約時期によって受けられる控除や計算方法が異なります。

● 生命保険料控除の手続き

* 生命保険料控除を受けるには、申告が必要です。

* 生命保険会社が発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

● 保険金・給付金と税金の関係

受け取った保険金・給付金の種類や、契約者、被保険者、保険金受取人の関係によって、税金の種類が変わりますのでご注意ください。

保険金・給付金の種類	名義形態	税金の種類
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	相続税
	契約者と受取人が同一人	所得税 (一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	贈与税
満期保険金	契約者と受取人が同一人	所得税 (一時所得)・住民税
	契約者と受取人が別人	贈与税
年金	契約者と年金受取人が同一人	毎年受取時：雑所得
	契約者と年金受取人が異なる場合	年金移行時：贈与税 毎年受取時：雑所得
解約返戻金・生存給付金・祝金		所得税

非課税となる保険金・給付金

次の保険金・給付金などは、被保険者が受け取る場合、全額非課税になります。

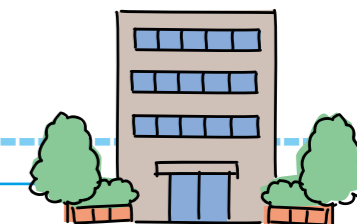
- ・ 高度障害保険金
- ・ 介護保険金
- ・ 入院、手術給付金
- ・ 障害給付金
- ・ 先進医療給付金

など



公的介護保険制度

(2014年3月現在)



● 公的介護保険制度について

* 公的介護保険制度は40歳以上の人全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに所定の介護サービスが受けられる市町村が運営する制度です。

* 公的介護保険制度を利用する場合は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

* 要介護認定は「要支援1～2」「要介護1～5」の7段階に分けられます。

	身体の状態 (例)	受けられるサービス
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	* 自宅で生活しながら受けるサービス * 施設などを利用して受けるサービス
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 (★)	* 介護の環境を整えるためのサービス
要介護1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 (★)	* 自宅で生活しながら受けるサービス * 施設などを利用して受けるサービス * 介護の環境を整えるためのサービス * 施設に入所して受けるサービス
要介護2	軽度の介護を必要とする状態	
要介護3	中等度の介護を必要とする状態	
要介護4	重度の介護を必要とする状態	
要介護5	最重度の介護を必要とする状態	

(★) 適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定されます。

※ なお、公的介護保険制度は国の制度であり、今後改正される可能性があります。

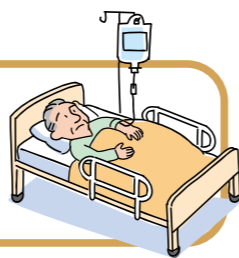
生命保険契約における『介護保険金』の給付判定は、生命保険会社の約款に基づいて行われるため、公的介護保険制度の要介護認定と連動していない場合があります。各保険商品のお支払い基準については、生命保険会社にお問い合わせください (38～39ページ)。

生命保険の商品を知る

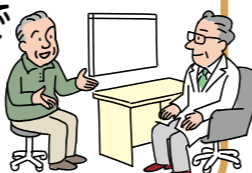
病気やけがに備えたい「医療(がん、特定疾病保障)保険」

「医療(がん、特定疾病保障)保険」は、病気・けがで入院や手術をしたときに給付金を受け取れます。

特徴 1 病気やけがで入院したり、所定の手術を受けたときに、給付金を受け取れます。



特徴 2 がんによる治療・入院や手術を保障する「がん保険」や、特定疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中など)で所定の状態になったときに給付金を受け取れる「特定疾病保障保険」などもあります。



注意 死亡保険金は一般的に少額です

死亡したときに死亡保険金を受け取れる商品もありますが、一般的に金額は少額です。また、死亡保険金がない商品もあります。

保障の対象外になることがあります

がんの種類や進行度によっては「がん保険」や「特定疾病保障保険」の保障の対象外になることがあります。

※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(38~39ページ)。

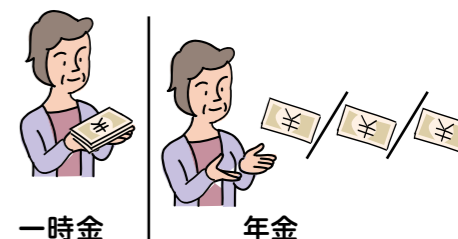
介護が必要なときに備えたい「介護保険」

「介護保険」は、介護が必要になったとき、一時金や年金を受け取れます。

特徴 1 所定の要介護状態になり、その状態が一定期間継続したときなどに、給付金を受け取れます。



特徴 2 一度だけ給付金を受け取れる一時金タイプと、毎年受け取れる年金タイプがあります。



注意 死亡保険金は一般的に少額です

死亡したときに死亡保険金を受け取れる商品もありますが、一般的に金額は少額です。また、死亡保険金がない商品もあります。

公的介護保険制度の要介護認定と判定基準が異なることがあります

要介護状態の判定基準は生命保険会社や商品によって異なります。

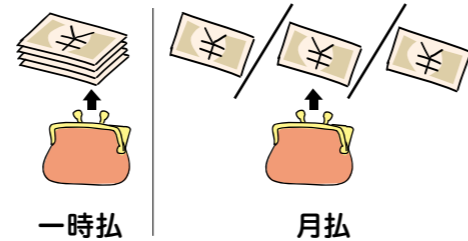
※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください(38~39ページ)。

万一のときに備えたい「終身保険」

「終身保険」は、一生涯保障され何歳で死亡しても保険金を受け取れます。

特徴 1 満期はありません。一生涯保障が続きます。

特徴 2 保険料の払い込み方法は、契約時に払い込む「一時払」や毎月払い込む「月払」などがあります。



特徴 3 死亡保険金は、相続税非課税枠があるので、相続税が軽減されます。
※「契約者（保険料ご負担者）＝被保険者」で死亡保険金受取人が法定相続人の場合に限りです



！ 注意 途中解約すると払い込んだ保険料の総額を下回る場合があります
契約後、途中解約すると解約返戻金が払い込んだ保険料の総額を下回る場合があります。

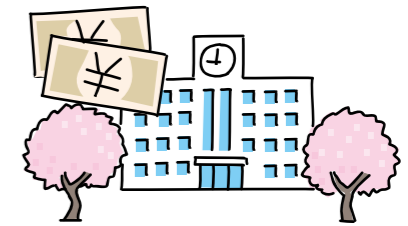
※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください（38～39 ページ）。

孫の教育資金を準備「こども保険（学資保険）」

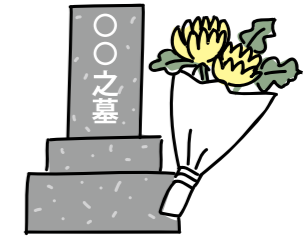
「こども保険（学資保険）」は、契約者に万一のことがあっても教育費などを準備できます。

※契約者の保障がない商品もあります

特徴 1 子ども、孫の入学や進学に合わせて祝金や満期保険金を受け取れます。



特徴 2 契約者が死亡した場合、一般的にその後の保険料の払い込みは免除されます。



！ 注意 満期保険金が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります
受け取る祝金や満期保険金の総額が、払い込んだ保険料の総額を下回ることもあります。

死亡給付金は一般的に少額です

子どもや孫が死亡したとき、死亡給付金を受け取れますが、一般的に金額は少額です。

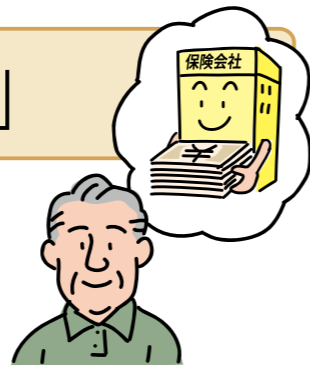
※死亡給付金は、一般的に払い込んだ保険料の相当額となります。

※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください（38～39 ページ）。

生命保険の商品を知る

余裕資金を運用したい「変額年金保険」

- * 積み立てられた保険料を生命保険会社や投資顧問会社等が運用し、その成果が年金や給付金、解約返戻金に反映されます。
- * 年金の受け取り期間は「一定期間」や「一生涯」から選べます。

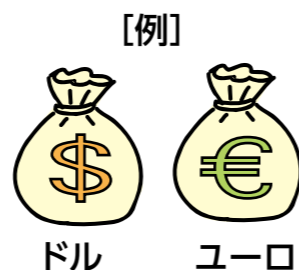


受け取り額が払い込んだ保険料の総額を**下回る**ことがあります

運用実績によっては、解約返戻金額が払い込んだ保険料の総額を下回ることがあります。また、年金受け取り時に払い込んだ保険料を最低保証する商品としない商品があります。

余裕資金を運用したい「外貨建て保険」

- * 保険料の払い込みや運用、保険金や年金などの受け取りなどが外貨で行われます。(払い込みや受け取りを円建てで行える商品もあります。)
- * 積み立てた保険料の運用に、高い利率が設定されることにより、保険料が低めに設定されることがあります。



為替相場の**変動**に影響されます

為替相場の変動により、保険金や年金、解約返戻金が想定よりも少なくなる場合があります。

※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください (38~39 ページ)。

病歴があっても加入できる「限定告知型(引受基準緩和型)・無選択型保険」

- * 加入時、健康状態や病歴に関する告知項目が少ない、あるいは告知が全く不要のものがあります。
- * 持病がある人でも給付金などを受け取れる商品もあります。
- * 医師の診査は不要なケースが一般的です。



通常よりも**保険料が高**くなります

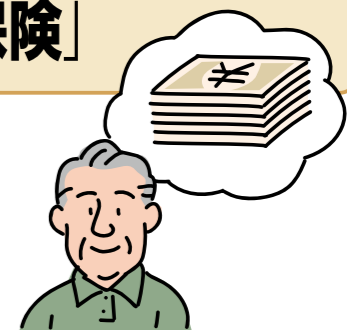
通常の生命保険に比べ、保険料が高く、保障の内容についても、通常のものとは異なりますのでご注意ください。

受取金額が**減額**される場合があります

加入してから、一定期間内に病気などになった場合、保険金や給付金が減額される場合があります。

万一のときに備えたい「積立利率変動型保険」

- * 契約期間中、積み立てた保険料の運用に関する利率(予定利率)が定期的に見直されます。
- * ある程度インフレ(物価上昇)に対応することができます。



金利の**変動**に影響されます

金利の変動により、保険金や年金、解約返戻金が想定よりも少なくなる場合があります。

※特徴または注意点については、代表的な商品の記載であり、生命保険会社により異なる場合がございますので、詳しくは生命保険会社にお問い合わせください (38~39 ページ)。

生命保険の キホン用語を知る

名称	意味	ページ
うけとり 受取人	保険金を受け取る人	13、27 ページ
かいじょ 解除	当事者（保険契約者や生命保険会社）が、保険契約を将来に向かって解消すること	17、20 ページ
かいやくへんれいきん 解約返戻金	契約を解約した場合に、契約者に戻るお金	11、32 ページ
きゅうふきん 給付金	災害または疾病により、入院したときや手術を受けたときなどに受け取るお金	18、20 ページ
クーリング・オフ	申し込み後、一定期間内に書面で申し出ること、申し込みを取り消す制度	14ページ
けいやくがいよう 契約概要	契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載した書類	11ページ
けいやくしゃ 契約者	生命保険会社と契約を結ぶ人。契約上の権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）がある	12、27 ページ
こうてきかいごほけんせいど 公的介護保険制度	40歳以上の方が加入し、介護をみんなで助け合う国の制度	29、31 ページ
こくち 告知	契約者や被保険者が、契約の申し込みの際、生命保険会社に現在の健康状態や過去の病気などを正確に知らせること	12、16、20 ページ
こくちぎむいはん 告知義務違反	故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知する行為。契約解除の場合がある	17ページ
けいやく ご契約のしおり	契約に伴う大切な事項を分かりやすく記載した書類	11ページ

名称	意味	ページ
さいていしんさかい 裁定審査会	苦情などが解決せずに、生命保険会社との間で紛争などに発展する場合に利用できる生命保険協会内にあるADR（裁判外紛争解決手続）機関	裏表紙
しっこう 失効	払い込み期月（保険料を払い込む期間）を過ぎ、猶予期間内に保険料の払い込みがなく、契約の効力が失われること	20ページ
していだりせいきゅうせいど 指定代理請求制度	特別な事情で被保険者本人が請求できないときに、代理人が請求できる生命保険会社独自の制度	6、22、23 ページ
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症などの理由で不動産や預貯金などの財産管理を自分で行うことが難しい場合に、保護や支援を受ける国の制度	6、24 ページ
ちゅういかんきじょうほう 注意喚起情報	契約の申し込みの際、特に注意することを記載した書類	11ページ
ひほけんしゃ 被保険者	保障の対象となる方	6、12、21、 22ページ
ほけんきん 保険金	被保険者の死亡・高度障害や満期等のときに、受け取るお金	18、20 ページ
ほけんしょうけん 保険証券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したもの。保険契約締結の際に発行	13、15 ページ
ほけんりょう 保険料	契約者が払い込むお金	10、13、20 ページ
めんせきじゆう 免責事由	生命保険の契約で、例外的に保険金などが支払われない事由	21ページ
やっかん 約款	契約者と生命保険会社との契約内容を記載した書類	11、21 ページ
よていりりつ 予定利率	保険料の算出の際、将来の資産運用により生まれる利益を予定し、あらかじめ一定の割合で割り引く利率 ※保険料は予定利率の他に、予定死亡率や予定事業費率などを用いて計算。	35ページ



お客さま相談窓口

(2014年3月現在)

生命保険についてのご相談は、加入されている生命保険会社の担当者または以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

※最新のお問い合わせ先は生命保険協会のホームページでご確認ください。
<http://www.seiho.or.jp/>

あ行	アイエヌジー生命保険(株)	☎0120-521-513
	アクサ生命保険(株)	☎0120-030-775
	アクサダイレクト生命保険(株)	☎0120-953-831
	朝日生命保険相互会社	☎0120-714-532
	アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)	☎0120-555-595
	アリアンツ生命保険(株)	☎0120-953-863
え	AIG富士生命保険(株)	☎0120-211-901
	NKSJひまわり生命保険(株)	☎0120-273-211
お	オリックス生命保険(株)	☎0120-227-780
か行	カーディフ生命保険会社	☎03(6415)8275
	(株)かんぽ生命保険	☎0120-552-950
く	クレディ・アグリコル生命保険(株)	☎0120-60-1221
さ行	ジブラルタ生命保険(株)	☎0120-37-2269
す	住友生命保険相互会社	☎0120-307-506
そ	ソニー生命保険(株)	☎0120-158-821
	ソニーライフ・エイゴン生命保険(株)	☎0120-966-066
	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険(株)	☎0120-370-475
た行	第一生命保険(株)	☎0120-157-157
	第一フロンティア生命保険(株)	☎0120-876-126
	大同生命保険(株)	☎0120-789-501

	太陽生命保険(株)	☎0120-97-2111
ち	チューリッヒ生命	☎0120-860-129
て	T&Dフィナンシャル生命保険(株) 金融機関等での加入 ☎0120-302-572 旧営業支社での加入 ☎0120-301-396	
と	東京海上日動あんしん生命保険(株)	☎0120-016-234
	東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)	☎0120-433-447
な行	日本生命保険相互会社	☎0120-201-021
は行	ハートフォード生命保険(株)	☎03(6219)3910
ひ	ピーシーエー生命保険(株)	☎0120-272-811
ふ	富国生命保険相互会社	☎0120-259-817
	フコクしんらい生命保険(株)	☎0120-700-651
	プルデンシャル生命保険(株)	☎0120-810-740
	PGF生命(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険(株)) 金融機関等での加入 ☎0120-56-2269 旧大和生命での加入 ☎0120-28-2269	
ま行	マスミューチュアル生命保険(株)	☎0120-817-024
	マニユライフ生命保険(株)	☎0120-063-730
み	三井生命保険(株)	☎0120-318-766
	三井住友海上あいおい生命保険(株)	☎0120-324-386
	三井住友海上プライマリー生命保険(株)	☎0120-125-104
	みどり生命保険(株)	☎0120-566-322
め	明治安田生命保険相互会社	☎0120-662-332
	メットライフアリコ生命保険(株)	☎0120-880-533
	メディケア生命保険(株)	☎0120-315056
ら行	ライフネット生命保険(株)	☎0120-205-566
	楽天生命保険(株)	☎0120-977-010

トラブルが起きたときは？

「生命保険相談所」にご相談ください

生命保険会社との間でトラブルが生じ、交渉しても解決せず困った場合は、生命保険協会の「**生命保険相談所**」にご相談ください。

解決しない場合「裁定審査会」に申し立てることができます

生命保険相談所に苦情を申し出、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合は、「**裁定審査会**」に申し立てることができます。

*「裁定審査会」は、生命保険相談所の中にあり、中立・公正な立場から裁定（紛争解決支援）を行います



生命保険についての相談・苦情の連絡先

生命保険協会「生命保険相談所」（相談・苦情）

電話

03-3286-2648

受付

9時～17時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

文書・来訪

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 *来訪は要予約



→全国53カ所に生命保険相談所の連絡所を設置しています

<http://www.seiho.or.jp/>

今だから聞きたい! 生命保険 便利帳

【発行】生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 / 代表電話：03-3286-2624

【発行日】2014年3月発行



「今だから聞きたい! 生命保険 便利帳」は、色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。



印刷には、ベジタブルインキを使用しています。

<再生紙使用>